

京信セゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が京都信用金庫(以下「京信」という)と提携して、キャッシュカード機能部分は京信、クレジットカード機能部分は当社が発行するカードを京信セゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)京信にご本人の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)を有するお客様で、本特約、セゾンカード規約、京信キャッシュカード規定、デビットカード取引規定を承認のうえ京信及び当社(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードの利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

(2)(1)の申込みにおいて、両社より会員と認められなかった場合には、本カードは発行いたしません。京信キャッシュカードの利用を希望される場合は、京信へ京信キャッシュカード発行手続きの申請を行ってください。なお、既に京信キャッシュカードをお持ちの方が、本カードの利用の申込みを行い、両社より会員と認められなかった場合には、引続きこれまでお持ちの京信キャッシュカードを使用させていただきます。

第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、京信の認定を受け、京信が提供する、京信キャッシュカード規定、デビットカード取引規定に基づく京信キャッシュカード機能を付与します。

(2)会員には、京信キャッシュカード機能部分については、優先的に本特約及び京信キャッシュカード規定が適用されることをご承諾いただきます。

第4条(カードの貸与)

本カードの汚損、破損、名義変更等による再発行の必要から本カードを京信に提出する場合をセゾンカード規約第2条(カードの貸与)(1)(2)の例外といたします。

第5条(更新時の特例)

(1)セゾンカード規約第3条(有効期限)(2)により引続き新たな有効期限のカードが送付された場合、これまでお持ちのカードの京信キャッシュカード機能については、京信の定める一定期間経過後、又は新たに送付された本カードの京信キャッシュカード機能の第1回使用時より使用できなくなるものとします。

(2)当社が新たな有効期限のカードの送付を認めなかった場合には、会員が京信へ京信キャッシュカード発行手続きの申請を行うものとします。

第6条(支払口座の特例)

セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」は京信普通預金口座に限るものとします。

第7条(届出事項変更の届け先)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、京信キャッシュカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両社に行うものとします。

(2)(1)の届出をしていただけなかった結果、両社が会員にお届けする通知書、請求書等が延着し又は到着しなかったときでも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。なお、本カードの発送において、本カードが到着しなかったときには、両社の定める期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること、及び本カードの機能の提供を受けるために、両社の定める手続きが必要なことを、会員にはご承認いただきます。

(3)カードの再発行は、セゾンカード規約第17条(カードの再発行)にかかわらず、京信に再発行手続きの申請を行うものとします。

第8条(会員資格喪失時の特例)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に基づき会員資格を取り消された場合、会員が京信へ本カードの解約手続き、及び、京信キャッシュカード発行手続きの申請を行った後に、京信は京信キャッシュカードを発行します。この場合、会員には京信の定める手続き完了までは京信キャッシュカードの使用ができなくなることをご承諾いただきます。

第9条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約、本特約、京信キャッシュカード規定、デビットカード取引規定が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第10条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。